

《目 次》

◆対象とならない工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

◆入院中・入所中の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

◆要介護認定申請中の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

◆申請者の負担率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

◆同一家屋、同一種目の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

◆生活保護受給者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

◆区と事業者との契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

◆種目共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

◆種目別：浴槽の取替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

◆種目別：便器の洋式化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

◆種目別：流し台・洗面台の取替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

◇別表：浴槽の取替えにおける住宅改修との併用工事での
対象項目の切り分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

対象とならない工事		
1	新築	新築は対象外。建て替えも対象外。設備改造は実際に居住していることが要件である。居住後、身体状況が変わり、給付の対象になることはある。
2	転入・区内転居	転入及び区内転居は対象外。設備改造は実際に居住していることが要件である。居住後、身体状況が変わり、給付の対象になることはある。 (No.14参照)
3	大規模工事	設備改造は設備の取替えであるので部分的な工事が対象である。建物全体やフロア全体をリフォームするような場合は、設備の取替えとは異なるため原則対象外。しかし、現状の位置を変更しない設備の取替え工事は対象となる場合もあるため区に相談を。
4	老朽化や壊れている設備を直す場合	壊れている、水が漏れているのを直す等が目的の工事は対象外。身体状況の悪化等により安全に使用できない設備を取替えることが目的であること。
5	既に工事を行ってしまった場合	工事着工前に申請することが必要なため、工事を着工してしまったものは対象外。
6	工事内容が詳細まで決定している場合	工事内容（改修内容の詳細、工期）は申請書類の審査や訪問確認等で再調整が必要なことがあるため、既に詳細が決定していて、内容を動かさない工事は認められない場合がある。 申請から決定まで2週間程度余裕が取れ、改造内容が修正できるような状態で区に相談を。
7	その他対象外となる場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室を浴室にする等、用途が変更されるような場合 2 新たに浴室、トイレ等を設ける場合 3 浴室やトイレ等の場所を大きく替えるような場合（浴室とトイレの場所を交換する場合も含む） <p style="margin-left: 20px;">※動線を考慮して有効な工事である場合もあるが、現状の設備の取替えにあたらなため対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 安全性の確保というより、快適性などに主眼の置かれたもの 5 将来のために備えた予防的なもの 6 本人のためというより家族のためと判断されるもの 等 <p>ただし、判断が困難な場合があるので、区に相談を。</p>

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

入院中・入所中の申請		
8	入院中・入所中の申請は可能か	入院・入所中は、状態が変わる可能性があり、適切な改造内容が判断できないため原則不可。退院・退所日が決定しており、かつ設備改造を行わないと在宅生活に戻れないという場合は対象とする。その場合は、「住宅改修が必要な理由書」に退院・退所の予定日を明記すること。
9	老健等と自宅との入退所を繰り返している場合	居宅に戻る期間が短く、在宅と認められない場合は対象外。
要介護認定申請中の申請		
10	要介護認定が未申請や新規申請中の場合	介護保険で要介護・要支援認定を受けていることが申請の要件のため、未申請や新規申請中の状況では申請できない。ただし、工期の関係や退院時期等の状況により、事前に改造の準備をすることはできるので区に相談を。 また、介護認定が非該当の場合は、申請ができないことを対象者に説明しておくこと。
申請者の自己負担率		
11	申請者の自己負担率について	「介護保険自己負担割合証」に記載されている割合（1割・2割・3割）となる。
同一家屋、同一種目の申請		
12	同一家屋、同一種目の不可	同一家屋で、同一種目の申請は1回限り。（例：同じ家屋で、以前夫が浴槽の取替えを行っている場合、妻が再度、浴槽の取替えを申請することは不可。）
13	同一人、同一種目の不可	同一人の同一種目の申請は1回限り。転居等があっても同様。（No.14参照）
14	転居後の再申請	異なる種目であれば可能。同じ種目では不可。（例：転居前に便器の洋式化を行い、その後、区内転居した場合、便器の洋式化は不可、浴槽の取替えは可。）

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

生活保護受給者		
15	生活保護受給者の自己負担は	給付限度額内は自己負担なし。ただし、給付限度額を超える額は自己負担となる。生活福祉課の担当者に事前に相談すること。
区と事業者との契約		
16	事業者登録などが必要か	事前に区との契約を取り交わす必要がある。初めて設備改造を施工する際は、必ず工事の相談初期の段階で来庁し、工事施工にあたっての注意点等の説明を受けること。 内容を十分理解した上で、契約書の取り交わしを進める。
17	契約の有効期間	契約締結日から契約締結日の属する年度末までとする。毎年、3月1日～31日までに、区、事業者どちらかから申し出がなければ、翌年度も契約を更新したものとする。
18	代表者等の変更があった場合	代表者や住所などの変更があった場合には、区へ変更届を提出する。
種目共通事項		
19	アパート等の共用トイレ、洗面所、風呂の改修は対象になるか	原則は本人専用の居室内のみ。ただし、ポータブルトイレの購入や通所による入浴等、他の介護保険サービスの利用を検討したうえで、なお、本人にとって、そのトイレ等を使うしか方法がなく、所有者等の同意を得られれば認められる場合もある。
20	電気工事	原則は対象外。 【浴槽の取替え】給湯器をバランス型風呂釜から壁貫通型風呂釜にした場合は新たに電源が必要となるため対象とする。 【便器の洋式化】暖房便座や洗浄機能付便座等のためのコンセント増設工事は対象外とする。(No.35参照)
21	諸経費	対象：養生費、搬出・搬入費、運搬費、残材処分費 対象外：清掃代、駐車場代 等

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

種目別：浴槽の取替え		
21	跨ぎの高さは何 cm 低くならないといけないのか	具体的な数値は設定していない。現状が使用困難で、浴槽の取替え後安全に入浴できると判断できれば可とする。一般的には跨ぎ40cm程度、深さ50cm程度がよいとされている。
22	浴槽の材質に条件はあるか	浴槽の取替えの目的は跨ぎの高さを低くするなど安全性の確保のため行うものであり、対象工事がその目的にあっているのであれば浴槽の材質については問わない。
23	浴槽に特別な仕様（浴槽自動洗浄機能等）がついている場合対象となるか	特別な仕様等が、本人の使用に支障をきたすと判断される場合は工事全体が対象外となることもある。 また、特別な仕様等が、使用には支障はなくても、工事の目的からみて必要でない場合は工事費の一部を対象外とする。
24	給湯器について	既存給湯器がバランス型風呂釜ではなく、屋外の壁や床に設置された給湯器の場合は、浴槽の取替えに伴う工事にあたらないうが、「使いまわしが危険」といった理由があれば、新しい給湯器も対象とする。
25	浴室リモコンについて	給湯器の浴室リモコンは1か所まで対象。台所リモコンは対象外。
26	バランス釜についている水栓金具について	給湯器をバランス型風呂釜から壁貫通型風呂釜にした場合、新たに取り付ける水栓金具（シャワー含む）は対象とする。
27	水栓金具の位置変更等	浴槽の取替えに伴う水栓金具の撤去または位置変更は対象。ただし、新しい水栓金具にする場合の材料費は対象外。
28	デイサービス等に入浴を利用しているが、浴槽の取替えは可能か	デイサービス等以外にも自宅での入浴の必要性があり、浴槽の取替えを行うことで安全に入浴することが可能となるのであれば対象とする。
29	介護保険住宅改修と併用できる場合とは	介護保険住宅改修における「段差の解消」と同時に行う工事の場合併用できる。浴室洗い場部分の段差解消や浴槽下部分の嵩上げや嵩下げを伴うものである。浴槽の取替えのみの場合は併用不可。設備改造か住宅改修どちらかでの申請となる。ただし、住宅改修で申請した場合、給湯器部分は対象外。
30	併用工事の場合の対象項目の切り分け	別表（P7）のとおり
31	その他の項目の対象・対象外	対象：浴槽ハンドグリップ、追焚き金具 等 対象外：壁、天井、換気扇、風呂ふた、鏡、照明 等

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

種目別：便器の洋式化		
32	2か所あるトイレのうち1か所は洋式でもう一方は和式の場合は申請できるか	今ある洋式トイレの有効利用も検討した上で、和式トイレを洋式化しなければ日常生活を維持できない実態があれば申請可能である。ただし、以前にトイレの洋式化で設備改造を受けている場合は対象外。
33	日中と夜間使用するトイレが別々で、どちらも和式なので2か所とも洋式化できるか	同一種目の申請は1回（1か所）のみなので、主に使う方1か所を対象とする。（No.12参照）
34	和風改造用便器は対象になるか	工事を伴う場合は対象となる。ただし、本体を介護保険福祉用具購入で申請した場合の工事費のみの申請は不可。
35	温水洗浄便座、暖房便座は対象になるか	温水洗浄便座等が必要な理由があれば対象となる。コンセント増設工事は対象外。（No.20参照）
36	洋式トイレの便座の高さを変えたい場合は対象となるか	設備改造はあくまでも和式の洋式化であるため対象とならない。介護保険の対象となる場合がある。
37	便器の洋式化にあたっての床の段差解消は対象となるか	和式便器を設置した一段高い床（汽車便）の段差解消は対象となる。それに伴う床・壁の解体、修復工事については、原則段差のあった部分までを対象とする。（No.38併用工事参照）
38	介護保険住宅改修と併用できる場合とは	介護保険住宅改修における「段差の解消」と同時に行う工事の場合併用できる。出入口や和式便器を設置した一段高い床（汽車便）の段差解消を伴うものである。いずれの段差解消もない場合は併用不可。設備改造か住宅改修どちらかでの申請となる。
39	その他の項目の対象外	手洗い器、ペーパーホルダー 等
種目別：流し台・洗面台の取替え		
40	対象となる本人の身体状況の条件は	洗面台等を使用する際、常時車いすやいすを使用する状態のため、足が入るような仕様のもに替えないと日常生活が維持できない場合対象となる。
41	その他の項目の対象・対象外	本体部分のほか、洗面台等の下の部分（膝が入る戸棚や水道管隠しのボード等）は対象となる。上の部分（鏡、棚等）は対象外。
42	既存の洗面台を改造（扉と台輪の加工）して車いす対応するのは対象となるか	本事業は設備の「取替え」であるので加工のみは不可。

文京区住宅設備等改造事業 Q&A

令和4年4月1日
介護保険課給付係

別表：浴槽の取替えにおける住宅改修との併用工事での対象項目の切り分け

項目	設備改造	住宅改修	関連 Q&A
浴槽本体	○	○	
床	○	○	
給湯器	○	×	No.29
浴室リモコン	○	×	No.25
バランス釜風呂釜から壁貫通型風呂釜にした場合の浴槽フチに取り付ける水栓金具	○	×	No.26
浴槽の取替えに伴う水栓金具の撤去または位置変更	○	○	No.27
洗い場の段差解消に伴う水栓金具の撤去または位置変更	×	○	